

特定非営利活動法人東京都ローラースポーツ連盟  
定 款



制定:令和 5 年 10 月 14 日

令和 5 年 11 月 30 日設立

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京都ローラースポーツ連盟という。  
また、英文名を **NPO Tokyo Roller Sports Federation** といい、略称を **TRSF** という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として東京都に於けるローラースポーツを統括し、これを代表する団体として、ローラースポーツの普及振興を図り、初心者講習会の開催、競技大会の開催、指導者・審判の育成に関する事業を行い、もって都民の心身の健全な発展とスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ローラースポーツの大会に関する事業
- (2) ローラースポーツの選手の育成、強化、資格認定に関する事業
- (3) ローラースポーツの指導者及び審判員等の育成、および公認指導員、審判員の認定に関する事業
- (4) ローラースポーツ普及振興に関する事業
- (5) その他、本法人の目的達成のため必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、賛助する個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書（電子媒体等を含む）により、会長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上年会費を納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納された入会金、会費は、返金しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、20人以内
  - (2) 監事 1人以上、3人以内
2. 理事のうち1人を会長とし、1人以上3人以内を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長及び副会長、専務理事は理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 専務理事は理事会の決議に基づきこの法人の業務を執行する。また会長、副会長を補佐し会長・副会長に事故が招じた際にはその職務を代理する。

5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
6. 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5. 定年を迎えた者は、任期満了後に退任するものとする。定年に関しては別に定める。
6. 理事は、特別な理由がない限り連続して10年を超えて就任することができない。ただし、最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間を経て任することができる。経過期間については別に定める。
7. 理事の在任期間が10年に達する場合または定年になる場合であっても、当該理事の実績等に鑑み、当法人を運営する上で、当該理事が新たに又は継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合、当該理事が10年または定年を超えて在任することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障又はそのほかの理由により職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
  3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会2種とする。総会は通常及び臨時総会、理事会は通常及び臨時理事会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定に基づいて監事が招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故のあるときは、会長が指名する理事がこれに当たる。
3. 会長の指名がない場合は、副会長がこれに当たる。副会長が複数名の場合は、その氏名の五十音順とする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会の出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法、ファクシミリをもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第28条 表決権は、正会員1名につき1票とし、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法、ファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条第3項、第28条第2項、第29条第3項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法、ファクシミリによる表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が直筆又は記名押印又は電磁的に署名をしなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法、ファクシミリをもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、年に2回以上開催する。また次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長または専務理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法、ファクシミリをもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。
3. 専務理事に事故がある場合は理事の中から互選する。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会の出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法、ファクシミリをもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法、ファクシミリをもって表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が直筆又は記名押印又は電磁的に署名をしなければならない。

(持ち回り議決)

第38条 緊急を要する事項について、会長から全理事に書面又は電磁的方法により通知した賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2. 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、会長が全理事に通知した事項と通知から評決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録

をもって議事録とする。この議事録には、議長及び事前に選任された議事録署名人2名以上が直筆又は記名押印又は電磁的に署名をしなければならない。

## 第5章 委員会等

(委員会等)

第39条 本法人は業務企画推進のために企画運営委員会及び競技運営推進のために専門委員会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。

2. 委員会に関する規定は理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 当法人の資産は、特定非営利活動に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、変更された内容に関して理事会はその後最初に開催される総会に報告し承認を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3. 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計画書は、前事業年度の役員名簿、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3か月以内にこの法人の所轄官庁に提出しなければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を又は、権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	宇田川 聡史
副 会 長	北原 利晃 小泉 博
専務理事	高萩 昌利
理 事	石井 満夫 岩片 和子 倉田 クラン 座間 義明 椎名 秀樹 橋 悠 西増 仁志 牧 亮 山川 幸則 脇 弥恵子 鷺尾 成史
監 事	今村 洋史 西村 孝一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年6月30日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から令和6年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金15,000円、年会費10,000円
  - (2) 賛助会員 入会金 なし、年会費 1口2,000円(1口以上)ただし、設立時に東京都ローラースポーツ連盟にすでに会費を納入済みの場合には免除される。